

速度取締指針

令和6年2月
関西空港警察署

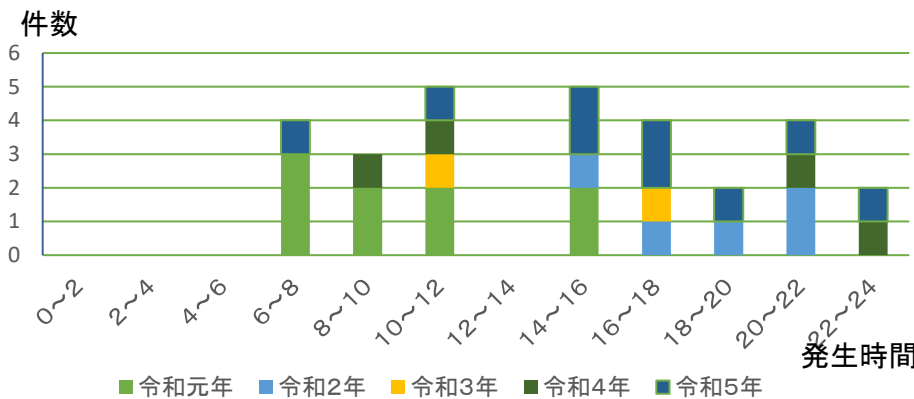
関西空港警察署の速度取締重点

重点路線	重点時間帯	区間	規制速度
空港島内道路	—	旅客ターミナル線	40～60キロ
	—	国際貨物線	40～60キロ

上記路線を重点に、交通事故発生実態に応じた速度違反取締活動を推進します。

関西空港警察署管内における交通実態

時間帯別人身交通事故発生状況



▼ 事故の発生は、多くの車両が稼働する
6時～12時、14時～22時に集中している。

▼ 事故類型別では、車両相互による事故が約7割を占めている。

▼ 事故発生場所では、約半数が保安区域内(国際貨物地区)で発生している。

※ 過去の交通死亡事故発生状況

- 平成29年5月、普通乗用と大型乗用(路線バス)の追突事故
- 平成9年6月、普通乗用と普通貨物の出合頭事故

速度取締方針

空港連絡橋(高速道路)と直結する空港島内道路は、一般道であり、そのまま高速道路と同様の速度で走行すれば、重大事故につながることから、交通事故の発生実態に応じた速度違反取締りを実施するなど、速度抑制を図る。

その他の交通指導取締要点

旅客ターミナル1階、4階及び旅客ターミナル線における駐車違反の取締りを強化する。